

パレスチナに関する宣言(骨子)

- バンドン会議が開催されて以来60年間が経過しているにも関わらず、パレスチナ人が自らの権利、自由及び独立を奪われていることは遺憾。
- 二国家解決に示されるとおり、関連国連諸決議及び1967年6月4日ラインに基づき東エルサレムを首都とする主権的かつ独立したパレスチナ国家の実現を含む、奪い得ない自決権を取り戻すためのパレスチナ人の正統な闘いへの完全なる支持を再確認。
- イスラエル・パレスチナ紛争の唯一の解決策は、難民、エルサレム、入植地、国境、安全保障及び水の恒久的地位に関する問題を解決する合意。地域における平和と安全の実現にはイスラエル・パレスチナ紛争の正当、永続的かつ包括的解決が不可欠であることを再確認。
- 最近のパレスチナの複数の国際条約への加盟により再確認された、パレスチナの国際法へのコミットメントと尊重の重要性を認識。

<和平交渉の再開の必要性>

- イスラエルとパレスチナ間の交渉行き詰まりを深く憂慮。20年以上にわたり占領者たるイスラエルの不法な政策と行為により交渉が妨げられたことに落胆。
- 全ての関係者が、交渉の再開を妨げ平和的解決の実現可能性を損なうような不法あるいは否定的行為を控える必要性を強調。イスラエルが1967年に開始した土地の占領を即時かつ完全に終了することを目的とする関連国連諸決議、マドリード諸原則及びアラブ平和イニシアティブに沿った明確なパラメーターに基づく意義ある交渉再開を要請。

<パレスチナに対する支援>

- 人道上の苦難を軽減し、急務である経済回復と復興を支援するためのパレスチナに関するカイロ会議で表明されたプレッジの迅速かつ完全な実施を要求。
- イスラエルに対し、緊張に油を注ぎ、この地域のみならずさらに広範な地域の平和と安全を脅かす東エルサレムにおける無責任な行為、煽動及び挑発、特にアル・アクサ・モスク及びその他の聖地に対する行為を停止するよう要求。
- 独立可能なパレスチナ政府に不可欠である国家機能の開発及び強化を支援するためのアジア及びアフリカ諸国の能力開発事業を賞

賛。

- パレスチナのインフラ復興、能力開発及びビジネス開発事業への国際社会による持続的な連帯、コミットメント及び継続的支援、特に NAASP パレスチナ能力開発、「平和と繁栄の回廊」イニシアティブ、パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）及び2014年のパレスチナに関するカイロ会議を通じた支援を賞賛。

（了）